

社会福祉法人函館博栄会 役員等報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人函館博栄会(以下「当法人」という。)の理事、監事(以下「役員」という。)および評議員の報酬の支給に関し、当法人定款第9条および第23条の規定に基づき、その基準を定めることを目的とする。

(役員および評議員の報酬等)

第2条 役員および評議員に対し報酬は支給しない。ただし、役員および評議員が当法人の理事会、評議員会に出席したときならびに監事が監査を行ったときは、日額日当を支給する。

- 2 役員および評議員のうち、社会医療法人函館博栄会(以下「医療法人」という。)の職員には、日額日当を支給しない。
- 3 役員および評議員が、当法人が開催し日額日当を支給する会議(理事会および評議員会を除く。)に出席したときまたは医療法人が開催し日額日当が支給される会議に出席したときは、同日に開催する当法人の理事会または評議員会に出席をしたときの日額日当は支給しない。
- 4 役員および評議員の日額日当の額は、10,000円とする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。